

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社前後で、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ② 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、返戻金制度は適用しない。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。